

平成27年度第1回宮城県環境審議会

日 時：平成27年11月27日（金曜日）

午前10時から正午まで

場 所：宮城県庁行政庁舎9階 第一会議室

1. 開 会

○司会 本日はお忙しい中を御出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから宮城県環境審議会を開会いたします。

本会は25名の委員により構成されておりますが、本日は20名の皆様に御出席をいただいております。

環境審議会条例第6条第2項の規定により、成立条件である半数以上の出席をいただきましたことから、本日の会議は有効に成立していることを御報告いたします。

ここで委員の異動がございましたので、報告させていただきます。

国の省庁の人事異動によりまして、2名の委員に異動がございました。

まず、平成27年7月31日付で、国土交通省東北地方整備局長に御就任なされました川瀧弘之様に委員を委嘱しております。本日は川瀧様の都合がつかず、同局環境調整官の奥山様に御出席をいただいております。

続きまして、平成27年8月1日付で、農林水産省東北農政局生産部長に御就任なされました小林勝利様に委員を委嘱しております。本日は小林様の都合がつかず、同局生産技術環境課長の田村様に御出席をいただいております。

今後の審議につきましては、どうぞよろしく願いいたします。

2. あいさつ

○司会 それでは、開会に当たりまして、佐野環境生活部長から挨拶を申し上げます。

○佐野宮城県環境生活部長 皆さん、おはようございます。

本日は大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、日頃から本県の環境行政の推進に御支援と御協力を賜っておりますことに対しまして、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

さて、3月に開催いたしました前回の審議会以降の県の取り組みといたしましては、水素をクリーンエネルギーとして利活用する取組に注目し、新たに「みやぎ水素エネルギー利活用推進ビジョン」を策定しております。

また、今年度で期間を満了することとなっております「みやぎ環境税」につきましては、喫緊の環境課題の解決に向けた取組を継続して実施するため、課税期間を平成33年3月31日まで延長することといたしました。

本日は審議事項が2件ございます。

1件目は、宮城県環境基本計画についてでございます。

これにつきましては、新しい計画の策定を昨年10月30日に開催いたしました審議会で諮問させてい

ただき、前回3月の審議会では、新計画の骨子となる「基本的な方針」について報告をさせていただいたところでございます。その後、計画策定専門委員会議で審議を重ね、計画案を取りまとめましたので、本日、御審議をいただいた上で答申をいただきたいと考えております。

2件目は、宮城県水循環保全基本計画についてでございます。

こちらのほうは、現計画の変更について3月の審議会で諮問させていただいておりますが、その後、計画策定専門委員会議を設置いたしまして審議を重ね、計画変更案を取りまとめましたので、こちらにつきましても、御審議をいただいた上で答申をいただきたいと思っております。

この他、報告事項として先ほど申し上げました「みやぎ環境税」を活用した事業の平成26年度実績についてと、「みやぎ水素エネルギー利活用推進ビジョン」についての2件を予定をしております。

本日の審議会におきましても、様々な観点から御意見を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会 それでは、議事に移る前に、本日の配付資料を確認させていただきます。

事前にお送りしております資料につきましては、審1-1から1-4まで、審2-1から2-5まで、報1、そして報2-1から2-2まででございます。

あわせて、本日の会議の次第と座席表をお配りしております。

なお、資料審2-4につきましては、送付しておりましたものから、一部変更がございましたので、差し替えの資料を改めてお配りさせていただいております。

また、資1といたしまして、「環境省による宮城県内の公共用水域における放射性物質モニタリング調査結果（概要）」について、参考資料として配付させていただいております。

資料に過不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、環境審議会条例第6条の規定により、ここからの議事につきましては須藤会長に議長をお願いしたいと存じます。

須藤会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○須藤会長 かしこまりました。

それでは、委員の皆様、関係者の皆様、早朝から冬の到来を思わせるような寒い朝の中を練り合わせ御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、一言だけ御挨拶を申し上げて、議事進行をさせていただきたいと思っております。

御存知のとおり、来週からでしょうか、パリでCOP21が開催されるということでございまして、ちょうど我々がこういう審議をするのとあわせて世界的な、国際的な会合も開催されるということで、大変地球温暖化対策にとって好ましいことではあります。昨日ですか、環境省から温室効果ガスの昨年度の

発生量が、13億6,500万トンで、3%有余、その前年の一番基準とする13年度に比べて削減したということは、大変これもよろしいことだと思っております、今も吉岡副会長とお話をしたんですが、もう少し高い目標を掲げてスタートするほうがよかったねということで、COPでどのように結論が出るかわかりませんが、とにかく前年に比べて大幅に削減できたということは、この中には当然宮城県も含まれているわけですので、大変好ましいことだと思っております。そういう中で、今日の審議会、2件とも温室効果ガスと直接は関係があるか、あるいは間接に関係があるかでございますが、そういう問題に直接触れる部分もあろうかと思えます。

ということで、よろしく御審議をお願いをしたいと思っております。

3. 議 事

(1) 審議事項

①宮城県環境基本計画について(答申) (環境政策課)

○須藤会長 それでは、審議事項2件、それから報告事項2件ございまして、審議事項の1件目、宮城県環境基本計画についてということでございまして、環境政策課のほうから御説明をいただきたいと、こういうふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

○横田環境政策課長 環境政策課の横田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

座らせていただいて御説明させていただきます。

それでは、審議事項1についてでございますが、お手元の資料審1-1、「宮城県環境基本計画(案)審議の経過について」という資料のほうを御覧いただきたいと思えます。

まず、1の環境審議会への諮問でございますが、環境基本計画は、「良好な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画」として、環境基本条例第9条第1項で策定することが定められております。

平成17年度に策定いたしました現行の計画は、平成27年度までの計画期間となっておりますので、平成28年度を初年度とする新しい計画の策定が必要であるため、平成26年度と平成27年度の2カ年で策定作業を進めてまいりました。

環境基本計画の策定に当たりましては、環境基本条例により環境審議会の意見を聞くこととされておりますことから、昨年10月30日に開催いたしました本審議会に「新しい宮城県環境基本計画の策定について」を諮問させていただいております。

なお、資料の審1-4といたしまして、諮問書の写しを添付しておりますので、御参考にしていただければと思います。

2の審議の体制でございますが、諮問事項に係る調査のため、環境基本計画策定専門委員を設置いたし

まして、集中的に審議していただきました。

専門委員の5名につきましては、資料の名簿に記載のとおりであり、本審議会からは平吹委員に専門委員となっていました。

3の審議の経過でございますが、昨年10月に本審議会に諮問以降、昨年度は専門委員会議を3回開催いたしまして、主に新計画の骨子となる「新宮城県環境基本計画の基本的な方針」について御審議いただきました。

なお、この基本的な方針につきましては、3月26日に開催いたしました本審議会においても報告させていただいております。

今年度は専門委員会議を2回開催いたしまして、基本的な方針をもとに策定いたしました計画案につきまして御審議いただきました。また、毎年の計画全体の達成状況を把握することを目的といたしました総合管理指標につきましても検討させていただいております。

2ページを御覧いただきたいと思います。

4のパブリックコメントの実施でございますが、平成27年10月1日から11月2日までの期間、計画案につきまして、パブリックコメントを実施させていただきました。

その結果、県民の方1名、5つの民間団体、1市町村から意見の提出がございまして、合わせて25件の御意見をいただいております。

提出された意見と県の対応につきましては、3ページ以降に記載しておりますが、内容としては循環型社会の形成に関する施策に対する意見が最も多く、この他自然環境、環境教育、大気汚染等の施策に対する意見もいただいております。それぞれの意見への県の対応の詳細につきましては、3ページ以降に記載したとおりでございます。

これらの意見を踏まえ、最終的に資料の番号、審1-2のとおり、「宮城県環境基本計画（案）」を取りまとめました。

この計画案の内容につきましては、資料の審1-3の「宮城県環境基本計画案について（概要版）」により御説明させていただきますので、資料審1-3のほうを御覧いただきたいと思います。

左の上になりますが、まず1の「宮城県環境基本計画とは」でございますが、計画の基本的事項や計画期間について記載させていただいております。

宮城県環境基本計画は、環境基本条例により、「本県の良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに施策の大綱を定めるもの」として位置づけられている他、環境分野の個別計画に施策の基本的方向性を与える計画とされております。また、県の総合計画である「宮城の将来ビジョン」における環境分野の個別計画とされております。

計画の期間につきましては、平成28年度から平成32年度までの5年間としております。

県の震災復興計画が平成32年度までの計画期間とされており、この期間に東日本大震災に係る課題の対応や復旧・復興事業が集中的に行われるため、本県の環境が受ける影響が特に大きいと考えられております。これらの課題への対応に重点的に取り組むため、環境基本計画の期間を震災復興計画の期間に合わせまして、平成32年度までの5年間と設定させていただきました。

続きまして、2の「宮城県の環境と主な課題」でございますが、本県の環境が抱える課題について、「東日本大震災からの復興に係る課題」と「生活環境・自然環境における課題」に分けて整理させていただいております。

「東日本大震災からの復興に係る課題」では、国のエネルギー施策の見直しを受けた再生可能エネルギーに係る課題、復興事業の進展に係る課題、原発事故由来の放射性物質に係る課題等を掲げております。

「生活環境・自然環境における課題」では、地球温暖化、社会状況の変化による自然環境上の課題、従前より課題とされていた大気や水質の環境基準が未達成であることなどについて記載しております。

3の「宮城県が目指す環境のみらい」では、これらの課題を背景に県が目指す2つの将来像を掲げており、「豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土」と「持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会」としております。

また、この将来像を実現する上での視点といたしまして、「復興を契機とした新しい宮城の環境の創造」と「豊かで健やかな環境を未来につなぐ」の2つに留意することとしております。

続きまして、4の「復興のための重点的な取組」でございますが、計画期間である5年間に特に重点的に取り組む施策として3つを設けております。

1つ目の「復興を契機とした先進的な地域づくりの推進」は、震災により大きな被害を受けた沿岸部の市町を中心として、復興事業により新しいまちづくりが進められることから、より環境への配慮がなされた持続可能な地域となるよう、先進的なエコタウンの形成を推進するものでございます。

2つ目の「防災・復興事業における自然環境や生活環境への配慮の促進」は、沿岸部で行われている海岸堤防工事等の事業や土地の嵩上げや高台移転に伴う復興事業が集中することにより、地域の自然環境や生活環境への影響が懸念されていることから、地域の生態系・自然環境に配慮した工事を実施するものでございます。

3つ目の「放射性物質の付着した廃棄物等の適正な処理の促進」は、東京電力福島第一原子力発電所事故により環境中に放出された放射性物質が付着した廃棄物や除染により生じた放射性物質を含む土壤などの早期処理に向け支援を行うものでございます。

続きまして、5の「将来像を実現するための政策」でございますが、4つの柱を設け施策を推進することとしております。

政策1の「低炭素社会の形成」では、地球温暖化への対策として、暮らしや事業活動の場における低炭

素化の推進、地域づくりと連動した再生可能エネルギー等の導入やエコタウンの形成、産業全体の低炭素化を目指すこととしております。

政策2の「循環型社会の形成」では、資源や廃棄物に係る施策として、県民・事業者などのすべての主体が実施する循環型社会の形成に向けた行動の促進、処理施設等の基盤の充実、循環資源の3Rを推進することとしております。

政策3の「自然共生社会の形成」では、自然環境や生物多様性の保全を目的とする施策として、健全な生態系の保全及び生態系ネットワークの形成、自然環境の再生や豊かな自然を次世代に引き継ぐ基盤づくりを推進することとしております。

政策4の「安全で良好な生活環境の確保」では、大気、水、土壌や地盤の環境を保全することや、騒音や振動の規制による静穏な環境の保全、化学物質による環境へのリスクを低減する施策を進めることとしております。

続きまして、6の「すべての基盤となる施策」では、環境に配慮した行動である「グリーン行動」の促進に関する施策を初め、5で示しました4つの政策に共通する基盤となる施策を整理しております。

7の「環境基本計画に連なる個別計画」では、各環境分野の7つの個別計画について説明しております。

8の「県民・事業者・市町村などの役割」では、地域の様々な主体に期待される環境保全に関する役割や環境配慮行動について記載しております。

9の「計画の着実な推進」では、計画の推進体制や進行管理に関する事項を記載しております。

計画（案）の内容については以上でございます。

最後に、今後の予定でございますが、本審議会から答申をいただいた上で、平成28年2月議会に計画案を上程したいと考えております。

審議事項1、宮城県環境基本計画についての説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○須藤会長 横田課長、どうも大変簡潔に御説明をいただきましてありがとうございます。

それでは、今のお話にもございましたように、この計画を基本的に専門委員会で御審議をいただいた委員をやっていただきました平吹先生にコメントをまず伺いたいと思います。

○平吹委員 それでは、今横田課長様から端的な御説明がありましたが、裏話的なところで3つほど私自身の感想を御紹介させていただきたいと思います。

資料1-1にもありますように、この専門委員は、前回、前の審議会の副会長であられた中澤先生が座長を務められて、進められました。そして、私個人としては3点ほど今回の基本計画案をつくる上で感じたことがあります。

1つは、今十分に御紹介があったと思いますけれども、東日本大震災に対して被災とか、あるいはその

後の復興、未来志向の復興ということはよく言われていますが、それをどうするんだということがかなり深く広範にわたって議論がなされたのかなというふうに思います。

2つ目は、今日は具体的なお話がありませんでしたが、総合管理指標ということで、施策の実行ぐあいなどわかりやすく、しかもより客観的にどのように進めていくのだということが今年度は特に他県の例、あるいは先行事例を参照したり、あるいは実際にシミュレーションを行ったりしながら見つけ出したというところが2つ目のポイントかなと思います。

3つ目は、これもよく言われることですがけれども、県民の皆さんによりわかりやすいものをつくりたいということを委員の皆さんがおっしゃってしまして、見える化といいますか、わかりやすい文章表現も心がけたというところかなというふうに思います。

皆様のお手元にある審議事項資料1-2は、これ文字だけが並んでいますが、実はこれは議会版というか、行政文書だということで、実際にはこの後県民の皆さんに図とか表とか、たくさん入ったパンフレットでこの基本計画をアピールしていきたいということでした。

以上、少し本題からずれましたけれども、感想を含めてお話しをさせていただきました。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○須藤会長 平吹先生、どうも裏話といいたいでしょうか、基本的な問題に触れていただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、これは先生方の御審議を得て、できれば答申案にできればと願っておりますが、その前に事は急ぐよりも先生方が御疑問に思った点とか、いろいろまだ抜けている点とかいろいろあろうかと思えます。どこでも結構でございますから、御発言をお願いをしたいと思います。よろしくどうぞ。どなたでも結構でございます。どの場所でも、今7つ、8つですか、8つに分けてここに記載されている部分を横田課長からお話をいただきましたが、どこの部分でも結構でございます。いかがでございますでしょうか。

こういう一般的なお話になってくると、考え方のようなことが多いので、発言がしにくいだらうとは思いますが、遠慮なく疑問でも結構でございます。後でこれは基本になっていろんな施策が、環境施策が本県で実行されますので、ぜひ疑問のないようにしておいていただきたいと思えます。いかがでございますでしょうか。どうですかね、吉岡副会長、何か、呼び水でいかがでしょうか。

○吉岡副会長 呼び水というわけではないんですけれども、せっかく手元の資料でパブリックコメントで出されたときの様々な立場からの御意見等出ているかと思えますので、その辺のちょっとポイントを少し絞って、それに対してこの計画案のほうにどう反映されたのかを、ちょっと御紹介いただくことが1つの呼び水になるのかなと思うんですが、ちょっとその辺も含めて、せっかく資料ございますので、事務局のほうから御説明を簡単にさせていただけたらと思えますが、いかがでしょうか。

○須藤会長 横田課長。

○横田環境政策課長 それでは、簡単に私のほうから説明させていただきたいと思いますが、25件の意見の提出がございましたが、庁内の関係課と調整いたしまして県の考え方を整理させていただいております。計画本文中では、5カ所で意見を反映させた記述に変更させていただいております。

具体的に申し上げますと、まず47ページになりますが、上の「買い物するとき」というところで、丸ポツの5つ目、「食品は必要以上に購入せず、食べずに廃棄する食品を極力なくす」という、こういった例をここに追加させていただいておりますし、48ページになりますが、「廃棄物の減量化、リサイクルの推進」ということで、丸ポツの4つ目になりますが、「商品の流通段階での廃棄物を削減するように努める」と、こういったことを追加させて記載させていただいております。

49ページになりますが、(4)の「教育機関及び研究機関に期待する役割」といたしまして、当初は2行目になりますが、「環境教育を推進することが求められている」ところを、「環境教育を積極的に推進することが求められている」というふうな記述に直させていただきました。

同じく49ページ、(5)の「市町村に期待する役割」というところで、下の2行になりますが、「また、自らも地域の消費者・事業者として、再生可能エネルギー等の導入や省エネルギーの取組、資源循環の取組などを率先して行うことが重要です。」という記載を追加させていただいております。

あとは、最後に50ページになりますが、(2)「計画の進行管理」、イの「個別計画による数値目標等の設定」につきましては、「将来像実現のための政策については、政策ごとに策定する個別計画により推進します。個別計画においては、将来像の実現に向けて計画の進捗状況を的確に示す管理指標を設けるとともに、可能な限り数値目標を設定します。」と、こういう形で本文の内容のほうには反映させていただいております。

○須藤会長 どうも横田課長ありがとうございました。それほど大きなことなのか、変更ではないということですし、大きな書き込みもないんですが、吉岡副会長よろしいですか、こんなことで。

○吉岡副会長 それで、ちょっと。

今の基本計画と個別計画の関連のところになるかと思うんですが、多分基本計画というのは大もとの基本になるところですので、多分県民の人たちがまずそこをばっと見て、県としての方向性というのを見るんだらうと思うんですね。そうしたときに、具体的な、例えば今回出てきていますけれども、CO₂の削減目標であるとか、そんなふうになってくると、多分県民、一般市民の方というのは、県としてはどの辺まで目標を持っているんだらうかというのは多分気になるところだと思うんですね。

そうしたときに、すぐにこの目標値が見えるような仕組みといいますか、構造をこの計画の中うまく書き込んであるのかどうかというのが、ちょっとまだこの段階では見えないので、ぜひそちらのほうにすんなり入っていけるようなことが、多分練られているんだと思うんですが、もうちょっとはっきりさせていただけたらなというふうには思っています。

○須藤会長 それは具体的にこれが答申された後、具体的な政策の中にどう取り込んでいくかということであらうかと思っておりますので、横田課長、それはよろしいですね。今何かさらにつけ加えることはありますか、今の副会長の御意見に対して。はい、どうぞ。

○横田環境政策課長 お手元に基本計画の案をお配りしておりますが、これをもとに環境基本計画本文に図表や用語の解説等加えました、環境基本計画の普及版というものを作成することにしておりまして、この中で将来像などを図等を用いまして、また、目標値などもそういった数値を用いまして、わかりやすく示させていただきたいと考えております。

○須藤会長 はい、ありがとうございます。先生方にお配りしているのは文章だけの行政向けで、例えば議会で議員の皆さんが理解をするためのものということのようでございますので、図表等を含めたそういうものは、もうつくってあるんですね。

○横田環境政策課長 前回の計画も同様に作成させていただいておりますので、この中でそういったことを盛り込んでいきたいと考えております。

○須藤会長 ありがとうございます。

それじゃあ、今のような幾つかの議論もさらに追加されましたが、それを踏まえて何か具体的な御質問なり、御意見ございますでしょうか。はい、どうぞ香野先生。

○香野委員 簡潔な御説明ありがとうございます。ちょっと先ほどの審1-3の中で、やはり、復興のかなり重点的な取組というところ、放射性物質の廃棄物等の適正な処理の促進というところで、ちょっと御質問したいと思うんですが、計画案で言いますと、12ページ、13ページにこの辺のことが書かれているかと思えます。

その13ページの最後のところで、結局8,000ベクレル以下の廃棄物は一般廃棄物と混合焼却ということで、ついこの間、仙台市の焼却炉でも混焼しているということがニュースでありました。ということで、お聞きしたいのは、宮城県の中のいろんな焼却炉でも混焼しているのかということをお伺いしたいということと、あとこの最後の行で早期に処理が完了するよう、市町村等への技術的支援や安全性に関する情報提供、この辺の具体的にどういうことを市町村にしようとしているのかというようなところをちょっとお伺いできればと思いました。

○須藤会長 はい、ありがとうございます。どうぞ。

○横田環境政策課長 それでは、担当課のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

○須藤会長 はい、どうぞ。

○草刈循環型社会推進課技術補佐 循環型社会推進課の草刈と申します。よろしく申し上げます。

私のほうから先ほど質問のありましたことについて御回答させていただきます。

まず、第1点です。宮城県で仙台市と同じような処理をされているかということなんですけれども、以

前、利府町で処理が完了したということでございまして、現在仙台市で行っている。その他は、残念ながら処理を行っていないというような状況でございます。

あとは、市町村等への技術的な支援ということなんですけれども、これについては、ちょっと具体的な話はできないんですけれども、市町村のほうで処理をしたいというときに、技術的な支援、あとはアドバイス等をさせていただきたいと思っております。

簡単ですけれども、以上でございます。

○須藤会長 香野先生、よろしいですか。（「はい」の声あり）

廃棄物のこの行政は、結果としては市町村行政になるんで、一概に全て同じようにというわけにはなかなかいかないということの結果の答えだろうと思います。

それでは、他の委員の先生よろしいでしょうか。特に御質問がなさそうですね。

具体的な問題はすべてがこれからということになるわけですが、大ざっぱには先生方に御理解をいただいたと、こういうことでございますので、ただいまのこの基本計画の専門委員会でおつくりいただいた原案をこのまま答申案としてよろしゅうございましょうか。

特に御異議なければ、これを答申案とさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

平吹先生、どうも本当にお力添えありがとうございました。

②宮城県水循環保全基本計画について(答申) (環境対策課)

○須藤会長 それでは、続いて、次の宮城県水循環保全基本計画案についてでございますが、これにつきまして、前回の3月26日に開催した環境審議会で知事から本審議会に諮問のあったものでございまして、以降環境審議会に水循環保全基本計画策定専門委員会を設置して、専門的な検討からまとめられたものでございます。

担当課、環境対策課、どうぞお願いいたします。お掛けになってどうぞ。

○後藤環境対策課長 環境対策課長の後藤でございます。私のほうから説明をさせていただきます。

それでは、宮城県水循環保全基本計画について御説明をいたします。

資料としては、A3判横の審2-1、宮城県水循環保全基本計画についてを主に使って説明してまいります。その他、審2-2、環境審議会への諮問書の写し、審2-3、水循環保全基本計画専門委員名簿、審2-4、パブリックコメント等の意見及び対応一覧、そして審2-5、水循環保全基本計画変更案、これも適宜使ってまいります。

それでは、資料審2-1、A3判両面の資料を御覧ください。

まず、1. 環境審議会への諮問でございますが、これは資料2-2にありますとおり、前回の平成27年3月26日に諮問させていただいております。

諮問の経緯でございます。

本計画は、健全な水循環の保全を目的として制定された「ふるさと宮城の水循環保全条例」に基づき平成18年に策定された10カ年計画でありますけれども、健全な水循環の保全に関する施策の大綱や目標の他、行動計画となる流域水循環計画の基本的事項を定めたものでありまして、今年度末で計画期間の満了を迎えます。

しかしながら、本計画の行動計画となります5つの流域水循環計画のうち、阿武隈川と南三陸海岸の2流域が東日本大震災の影響により未策定であり、当初基本計画の目標が達成されていないこと、また、本計画の特徴である水循環を4つの要素に分け、指標設定により評価する手法において、一部評価値の更新が困難であることや震災の影響を反映できないこと等の課題が散見され、現計画の延伸、変更が必要となったものでございます。

計画の変更にあたりましては、条例第7条第4項及び第7項の規定により環境審議会の意見を聴くこととされているため、指標等の一部変更を含む5年間の期間延伸について諮問させていただいたものでございます。

なお、ここでちょっとお詫びがございますが、配付資料におきましては、同条例第5条第4項及び第7項と記載しておりますけれども、間違っておりますので、第7条に訂正させていただきます。

諮問の際の主な御意見といたしましては、環境基準評価時の段階的な評価手法の導入に係る御指摘や、パブリックコメントの実施方法に係る御指摘をいただいたところでございます。

続きまして、2. 計画変更に係る経過と今後でございます。

計画変更案の作成に当たっては、専門的な調査・審議を要するため、水循環保全基本計画策定専門委員会を設置し、御審議をいただきました。

委員構成については、資料審2-3の委員名簿を御覧願います。

当初計画策定時にも専門委員をお引き受けいただきました委員として、本審議会の会長でもあります須藤先生、そして東北大学の風間先生、また、今回新たにお引き受けをいただきました委員として石巻専修大学の玉置先生、東北工業大学の山田先生、そしてNPO法人水・環境ネット東北の高橋先生の5名の方々でございます。

資料審2-1、A3判にお戻りください。

2. 計画変更に係る経過と今後でございます。

平成27年7月22日に第1回目の専門委員会会議を開催し、計画の構成や4つの要素に係る指標の変更案について御審議をいただきました。

その後、10月9日に第2回目の専門委員会議を開催し、事務局から提出した素案について御審議いただき、パブリックコメントの対象とする計画変更素案をまとめました。

その後、10月13日から11月16日までパブリックコメントの募集、そして行政機関への意見照会を実施しております。この間、環境審議会諮問の際の御指摘もございましたので、できるだけ多くの意見をいただくために、国・県・市町村・NPO・県民等が一堂に会する流域水循環計画推進会議において、パブリックコメントの積極的な提出をお願いいたしました。

今後の予定でございますが、本日の環境審議会において答申案を御承認いただければ、2月議会に計画案を上程し、議決後公表という形で進めてまいりたいと考えております。

次に、3. パブリックコメントと行政機関からの意見の概要でございます。

パブリックコメントについては、3者12件の御意見をいただきました。NPOと民間団体からの意見が主となっております。4つの要素の分類がわかりやすいとの評価をいただいた一方で、健全な水循環をつくっていくためには、あらゆる世代に対して啓発活動が必要であること、流域における地域環境向上の仕掛けづくりが重要である等、本計画の推進に関して貴重な御意見をいただきました。

行政機関については、東北地方整備局、東北農政局、東北森林管理局、東北地方環境事務所、県内各市町村へ照会し、2者14件の御意見をいただきました。

こちらは補助指標の算出方法への助言や湖沼における水質改善に向けた施策の推進についての御要望などをいただきました。

パブリックコメントと行政機関からの意見の合計は5者26件となりますが、この内容につきましては、資料審2-4を御覧願います。

資料審2-4、計画素案に係る意見及び対応一覧でございますが、5ページの構成となっております。

初めに、1としてパブリックコメント、3ページ中段から2として行政機関からの意見を記載しております。表に関しましては、左の列から順に通し番号、所属、そして資料審2-5の基本計画変更案中のページ数、そして意見の内容、対応案の順に記載しております。

例えば1ページのパブリックコメント意見番号2番については、民間団体からのもので、概要としましては、流域で活動する全てのセクターが共通目標を持って課題解決に努めていくような協働の仕組みができれば素晴らしいとの御意見でございます。

県の対応案といたしましては、県民と事業者、行政が互いに連携を図り、それぞれの団体が役割を遂行し、取り組んでいくことが重要であるとともに、計画の推進に当たっては、流域ごとの特性を踏まえた流域水循環計画推進会議を開催し、各活動団体の現場の課題を積極的に吸い上げ、その解消を図りたいという考えを記載しております。

次に、パブリックコメントの意見番号3番につきましては、豊かな生態系の要素の名称を生物多様性の

保全に変更したほうが良いという御意見でございます。

県としては、生物の多様性については、「豊かな生態系」の要素の中でこれまでも主要なものと認識しており、今回の指標見直しで生物指標種等の増加率を評価指標に導入したところですが、名称については4つの要素が基本計画の柱としてある程度定着していることから、今回の変更は考えておらず、次回策定時の課題としたいという考えを記載しております。

以下、順に意見及び対応案まとめておりますけれども、時間の都合もございまして、説明は省略させていただきます。

資料審2-1、A3判にお戻り願います。

4. 答申案についてでございます。

初めに、基本計画変更案の特徴ですが、今回の変更案では基本計画の構成等に大きな変更はなく、水循環を4つの要素に分け、要素ごとに評価指標を設定して点数評価をします。特徴はそのままにしてこれまでの計画運用等で問題となっている指標の見直しや必要となる指標の追加を行うことで、より適切な評価値を算出できるようにするものであります。

次に、専門委員会議での主な指摘事項と対応でございます。

専門委員会議においては、地下水に係る指標を追加してほしいとの御意見や、宮城県らしさ、特徴がわかりやすい指標にしてほしい。また、水質環境基準達成の有無だけでなく、基準とどれだけ離れているかの乖離量を含めたほうがよいなど、指標の追加に係る御意見が多数ございました。

一方で、指標のシンプルさ、県民へのわかりやすさが重要であるため、適切に取舍選択をするようにとの御意見もいただきました。これらの御意見を踏まえ、指標については従来の4つの要素に直結する指標を基本指標とし、新たに補助指標を追加することで対応することといたしました。

詳細は、裏面の計画（変更）案の概要にまとめておりますので、裏面を御覧いただければと思います。

これは、基本計画（変更）案を体系的に示したもので、当初計画に対して追加した箇所を朱書き、変更した箇所は青書きで示しております。

基本計画は、1. 計画の基本的事項、2. 宮城県の現状、3. 計画の目標、4. 施策の方向性、5. 計画の推進、6. 流域水循環計画策定の基本的事項から成り立っておりますが、先ほど御説明したとおり、基本的な構成に変更はございません。

初めに、1. 計画の基本的事項について御説明いたします。

(3)の健全な水循環を構成する4つの要素ですが、基本計画では県内の水循環を清らかな流れ、豊かな流れ、安全な流れ、豊かな生態系の4つの要素に分け、要素ごとに基本指標を設定し評価しております。

清らかな流れは、水質を示すもので、水質環境基準の達成率を指標として設定しております。今回特に変更はございません。

豊かな流れは、水量を示すもので、地下水に対応する地下水涵養指標と地表水に対応する自然の水循環指標を設けております。このうち、自然の水循環指標については、当初計画策定時に設定した水収支計算の指標が毎年更新できないため、今回正常流量達成率に変更するものでございます。正常流量とは、主要な河川の基準点においてその下流における河川の環境の維持と利水流量を満足する流量であり、国や県が設定しているものでございます。

安全な流れについては、流れの安全性を示すもので、当初計画では河川整備指標のみでありましたが、東日本大震災で被害の大きかった沿岸部の安全性も含めて評価する必要があるため、海岸整備指標を追加するものでございます。

豊かな生態系については、生態系の豊かさを示すものとして植物の豊かさに対応する植物自然充実度と動物の豊かさに対応する河川生物生息環境指標を設定しておりましたが、いずれも毎年評価値を更新することが困難であり、指標の変更や算定手法の変更が必要となっておりました。

植物については、これまで植物群落を10段階に分類し、航空写真等の判別データから植生を点数づける手法をとっておりましたが、今回これを5段階の区分に集約化し、森林、農地など土地利用区分等の面積から算出する手法に変更するとともに、名称も植物自然充実度から植物環境指標に変更するものです。

動物については、これまで河川の護岸形状等から点数付けする手法をとっておりましたが、今回国土交通省等で実施する河川水辺の国勢調査結果をもとに指標種や重要種、外来種の増加率を定量化する手法に変更をいたしました。

さらに、専門委員会議で親しみやすく、宮城らしい指標をといた御意見が多かったことから、専門委員から御提案いただきました様々な指標の内容を検討し、赤枠内に示しましたとおり、今回新たに補助指標として設定することといたしました。

清らかな流れについては、水質環境基準からの乖離状況、地下水の水質環境基準達成度、汚水処理人口普及率など、豊かな流れについては、森林面積、農地面積、森林間伐実施面積、正常流量からの乖離状況など、安全な流れについては、ハザードマップの整備状況、豊かな生態系については、全国水生生物調査参加人数、内水面、海面漁業の漁獲量、農業産出額などを選定しております。

今後は、基本指標に加えて補助指標も評価することで、よりわかりやすい形で進行管理を行ってまいりたいと考えています。

(4) 計画の期間については、当初平成18年度から平成27年度までの10年間だったものを5年間延伸して、平成32年度までの15年間としております。

2. 宮城県の現状については、先ほど御説明したとおり、基本指標、補助指標に基づき現状値を整理しております。

3. 計画の目標については、専門委員の御指摘を受けまして地下水涵養の保全を目標に追加した他、基

本指標で新たに追加した海岸堤防整備の推進を目標に追加しております。

4. 施策の方向性については、清らかな流れにおいては、間伐等の適正管理、高度処理施設の導入、地下水汚染対策の推進等を新たに追加するとともに、安全な流れにおいては海岸堤防の整備等、ハード整備を加えております。また、ハザードマップの整備や避難体制の強化等、ソフト事業の推進も追加しております。

5. 計画の推進については、当初進行管理は、行動計画である5つの流域水循環計画で行うこととしておりましたが、東日本大震災の影響により2つの流域で未策定となっていることから、その計画を策定するまでの間、基本計画の基本指標等を用いて行うことを追加しております。

6. 流域水循環計画策定の基本的事項については、大きな変更はございません。未策定となっている南三陸海岸及び阿武隈川の流域計画については、災害復旧工事等の完了見込みである平成29年度以降に策定することとしております。

以上の詳細については、資料審2-5、宮城県水循環保全基本計画（変更）案のとおりとなっております。

宮城県水循環保全基本計画についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○須藤会長 どうも後藤課長、丁寧に御説明いただきましてありがとうございました。

この専門委員会を私自身がやらせていただいたんですが、今、御説明があったように、私から特に追加するほどのことはないんですが、いろいろ先生方の御意見を伺っていて、基本指標だけでは不十分だということで、補助指標を入れるとか、そういうことについてはかなりの議論を経てここにまとめさせていただいたということだけ御報告をさせていただきます、あとは委員の先生方から御質問なり、御意見がありましたら、それではお伺いしたいと思います。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。この問題もなかなか質問がしにくい議題かなとは思っておりますが、御遠慮なく御自身のところの水辺もここに全部含められておりますので、こういう評価で、計画でよろしいかどうかということについて、どうぞお考えいただきたいと思います。鶴見委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○鶴見委員 鶴見でございます。

ちょっと質問と意見ということでさせていただきます。

海岸部の安全な流れの中の海岸整備指標の問題がありますが、これはあえて海岸整備指標を入れているんですけれども、こちらのほうは、例えば他県の水循環保全基本計画の情報とかで、このように海岸整備指標を入れているのかどうかというところが私からの質問で、次に、意見としてはですね、パブコメの中の、国からのパブコメもあるんですけれども、要するにこの防潮堤整備というところが地下水分断の可能性もあるというような指摘もありますけれども、それと同様に、やはり水域とか、あるいは干潟の保全の

観点からも、果たして防潮堤の問題等をこの海岸整備指標に入れるというところには、やはりこの水循環保全基本計画の中に入れることについては、私としては違和感があります。

むしろこれ素人考えなんですけれども、むしろ防災計画とか、そういうところで整備をきちんとやるべきであって、水循環保全の中であえてこの海岸部の保全を入れている理由がいま一つ私としてはイメージができないのかなど。健全な水循環という観点から言えば、その海岸整備指標の導入については、むしろ慎重にすべきなんではないかというのが私の率直な意見です。以上です。

○須藤会長 どうもありがとうございました。大変貴重な御意見いただいたんですが、どうぞ後藤課長。あの中でも問題になりましたよね、専門委員会議で。

○後藤環境対策課長 そうですね。専門委員会議でもそういう御議論をいただいたところだったんですが、従来安全な流れについて、河川整備指標ということで、河川の堤防の整備状況のみを想定していたということなんですけど、やっぱりどうしても震災の影響等を何か見ていく上での影響というんですかね、そういうのをどうしても盛り込んでいくということになると、どうしても海岸の津波の被害からの回復というのをございますので、今回はそういう安全な流れという意識を強くして海岸整備指標という格好で入れさせていただいたというものです。

あと、他県の状況というお話しございましたが、他県の水循環関係の計画ではどういうふうに出ているか、正確に把握しているわけではないんですが、岩手県では入れていないというふうなことは伺っております。以上になります。

○須藤会長 鶴見委員の、私はおっしゃるとおりだろうと思ひましてね、地下水の流れとか、そういうところを見たら、逆に防潮堤を建設することは分断されるとか、そういう問題もあって、干潟、藻場の造成等にも逆な影響もあるというようなことは、その中でも議論があったんだけど、宮城県が防潮堤の問題を強く意識して、それで、委員のほうからもやはり県民のためにはこれを入れておいてもいいんじゃないかという、そういう妥協案でこの案を入れました。中身は多分鶴見委員のおっしゃるとおりなんで、ちょっと扱いを注意しないといけないかなというふうに思っております。何かさらに追加しておっしゃることございますか。

○鶴見委員 そうですね。むしろこれは意見の問題になってしまうので、例えば岩手県ではあれだけの被害があつて海岸整備指標を入れていないわけですよね。

○須藤会長 はい、そうです。

○鶴見委員 だから、そういう問題もあって、果たして県民の強い要望というのがどの程度反映されているのか。この海岸防潮堤の問題というのは、むしろ沿岸部では早くつくってくれという意見もありますし、もう少し慎重に、あるいは設置位置、例えばセットバックであるとか、そのあたりもう少し意識してくれとか、あるいは工法なんかも矢板を入れないでくれとか、様々な意見があるということも、恐らく県にお

いては当然承知されていることだと思います。

そういう中で、私としてはやはり水循環保全基本計画の中には入れるべきではないというところではあります。あくまで防災計画とか、そういう災害復興とか、災害対策というところの観点からの整備であれば、私は別にそこは異論はないんですが、やはり水循環としては異論を挟まざるを得ないというところがあります。

○須藤会長 わかりました。他の委員の先生、今の意見に対してもあるいは賛成、不賛成でもいいですし、他の部分でも結構でございます。

後藤課長、今の問題はどうか。あの中でも議論、委員会の中でもやはりそういう誤解を招くからという意見もあって、ですけれども、県民がやっぱり被害を受けた場所の海岸に住んでいるために、これは入れておいたほうがいだろうというような妥協案で確かこれ入れたんですよ。

○後藤環境対策課長 そうです。東日本大震災でかなり宮城県は被害を受けたんですが、この何かそういう面で宮城県は何か盛り込んでいきたいということで、いろいろどういう指標で入れられるかということを考えてわけですが、何か今の干潟、そういういろいろお話しはあったんですが、地域的に見るといろいろ入れる要素というのはあるかと思うんですが、県全体の基本計画に入れていく指標となると、なかなか見つからなかったと。

あと、何回もお話ししているとおり、基本計画の下に流域水循環計画というのを、もっと地域ごとにつくるものがございまして、具体のそういう地域的な問題であれば、そちらの計画に入れていろいろやっつけられるというのがあるんですが、そういうことで基本計画ということなので、どうしても入れるものが他に適切なものもないということで、どうしても海岸部のものを入れたというところでございます。

○須藤会長 他の委員の先生方、いかがでしょうか。確かに防災計画ではないんですよね、これは。水循環なんで、それが今の鶴見委員からは不適切ではないかという御意見をいただいています。はい、佐々木委員、どうぞ。今の問題ですか、違うところ。

○佐々木委員 その問題です。私は全く素人なんですけれども、今の鶴見委員の御意見伺って、ある意味もっともだなとは思ったんですけれども、防潮堤があるかないかで水の循環すごく大きく変わると思うんですね。だから、それはそれ、これはこれと切り離して捉えられる問題ではないので、逆にむしろ違う問題なんだけれども、水の環境という面からもとても重要に捉えていくべき問題じゃないかなと思いますので、私はむしろ入れて、そして、そういう問題を考えながら防潮堤の問題も考え、そしてまた、水循環のことも考えていくのが、これからの宮城県が考えなきゃならないあり方ではないかなと思います。

○須藤会長 こういうところの指標あれですよ。高い指標になったほうが良しとするわけですから、全部整備しちゃったら、もう100%になっちゃうんだけれども、そういう問題ではないですよ、ということはおわかりしてほしいということですよ。少ないほうが、低いほうがいいと、例えば言う場合、こん

な5つにこれ分けるわけですが、その中で、特に海岸を持っている地域も幾つかあるわけですので、そういう意味ではおっしゃるとおりな部分で、指標というのは高いほどいいというのは普通なだけけれども、この指標についてはそういう注意が必要だという理解でよろしいですか。

○佐々木委員 そのように思います。ぜひ入れていただいたほうが。

○須藤会長 今日の審議会の結果は、全部議事録にも載りますし、内容についても備考とかなんかで載せられることも可能なんですけど、全県1つとして考えているわけですので、いかがでしょうかね。平吹委員、どうぞ。

○平吹委員 正直なところ、私もどちらかというと、自然派なので、ここに防潮堤という文言が入るのはかなり違和感があるんですね。それで、ちょっとけちな言い方になるんですけども、例えばこちら右側の資料の後ろ側ですね。4の施策の方向性とかといっても、そうすると、海岸部と出てくるのは安全な流れと豊かな生態系2つあるわけですが、海岸部のほうが文言が非常に多いですね。こちら海岸部、例えば生態系だと藻場、干潟の保全としかなくて、もう少しイープンというか、水循環には藻場と干潟だけか。例えば砂浜とか湿地とか、多様な生態系があって、その恵みというものがあるので、もう少しやっぱり書き込んでいただくとか、あるいは避難体制の強化とか書いてあるんですけども、ちょっとずれるのかなというような思いもあるので、もう少しこの文言のところを精査していただきたいということでお願いをさせていただきたいと思います。

○須藤会長 はい、ありがとうございました。後藤課長、どうでしょう。これ大変最も妥当な意見だと思いますので、これ今日は最後ではなかったですよ。これ今日で答申ですかね。はい、そうですね。そうですね。お二人の方がやはり非常に抵抗がある、1人は指標としてその見方を少し変えた表現で載せてほしいと、こういう御意見なんですけど、やはり違和感のあるものをこの中に入れておくというのは妥当ではないと、こういうふうに思いますので、私が委員長なので、あのときの議論もそういうことだったんですが、5人だけの委員だったものですから、多数決をとったわけではなくて、ここに上げてきてしまったわけでございます。

それでは、答申をしなくちゃいけないので、お二人の委員からこの防潮堤のところは抜いたほうがいいのかというふうな御意見であるので、確かに違和感がある指標をここに並べたてるのはよろしくないんで、後藤課長、それでよろしいですか。それで後でこれはもう1回委員会があるんだしたら、私それでいいんだけど、パブリックコメントの後でもう1回委員会あるんじゃないかな、なかったんだ。どうですか。はい、どうぞ。

○吉岡副会長 宮城県の非常にこれ特徴的なことだと思うんですが、この流域を考えると、これ歴史的な話も多分相当影響していると思うんですね。1つには、北上、あるいは宮城県の各河川、阿武隈、これ考えると、いわゆる東北の太平洋側の全ての水が宮城県に全部集まってくる構図になっているんですね。

そこをうまくつなげていく形として貞山堀というのがつくられたと。これによって全部の物資が松島湾のあそこを集まってくるような、仙台に集まってくるような構図が宮城県のここの水の流域という非常に特徴的なことだと思うんですね。それによって宮城県のこれまでの水に関する自然の生態系がつけられてきたということだと思います。

そうすると、ただ単に自然に任せてつくられただけではなくて、人為的に貞山堀ということがつくられたことによって、この宮城県の中の水の循環というものが過去からつくられてきた経緯があるんだろうと。

ちょっと感じるのは、この中に今のような視点が少し冒頭の部分に抜けているような気がするんですね。要するに貞山堀のこことかはちょっと書いていないと。当然そこには防潮堤の話とかも絡んできますし、それによって生態系がどういうふうに関連してくるのか、水循環というのは関連してくるのかというのを考えると、やはり防潮堤云々というものを全く外して考えることは、多分これからの生態系を考えていったときにはまず難しいだろうとも思っております。

ですから、環境という指標で考えたときには、何も自然循環だけではなくて人為的なものによって水循環がどうなるかという指標も必ず必要になってきますので、全く外すというのは私はむしろ賛成はできないと。しかし、どこまで書き込むかという、その深掘りをするかというのは、少し考えるべきだろうと感じては、（「防潮堤の問題」の声あり）防潮堤の問題ですね、ええ。

だから、全く外すというのについては私はむしろ反対ですね。ですから、触れておく必要はあるだろうと。（「触れ方ですね」の声あり）ええ、触れ方の問題だと思います。県民は防災計画であろうが、自然であろうが、何であろうが関係ないんですよ。宮城の自然が豊かになるということを望むわけで、それが生活の中で安全で安心に暮らせるということが重要なので、そこを右左というふうに分けて考えると、本当に行政の縦割りの悪いところもこの計画の中に反映された形になりますので、そのところは計画として見たときには、やはりそこは県として見る場合には十分に考慮しているというスタンスはこの中で示しておくべきだろうというふうに思っております。これが私の意見です。

○須藤会長 ありがとうございます。他の委員の先生いかがでございますでしょうか。

風間先生もいないので、これを一緒に審議した先生は私以外におられないんですけども、もう一度県のほうから何か、今の4人の先生からの意見を踏まえて、何かお考えございますか。

○後藤環境対策課長 事務局的な考えを言わせていただければ、やっぱり先ほども名称変更のところでもお話ししたんですが、4つの要素ということで、安全な流れという言葉が、我々は結構定着していると考えております。一般の県民の方がやっぱり安全な流れといった場合に、どうしても河川だけでいいのかとか、そういう意見も津波でやられた海岸部はどうなんだという、やっぱりどうしてもそういう率直な思いというのがあるとは思っております。ですから、今回の変更案でもいろいろ御議論はあったんですが、海岸整

備指標というものをやっぱり安全な流れというイメージからいくと、どうしても外せないかなというのが我々の、事務局の考えではあります。

○須藤会長 ありがとうございます。その他、委員よろしいですか。

これは皆さんがお考えになっていることはそんなに開きがあるわけではなくて、基本的な全体の問題として、安全というものをどう評価しているかということなんですが、防潮堤がたくさんあればいいということを皆さんがおっしゃっているわけではなくて、特に自然環境の水循環を基本的に考えているわけですので、こうしませんか。

今日答申をしないと後で困るようでございますので、私は先生方に一応曲げてこれに賛成ということではなくて、条件つきで今のような何人かの先生がおっしゃっていたことを配慮して、この指標は運用するというので、安全という言葉抜いて、安全から海を抜いて、海岸を抜いてしまうということは、県民にとっては抵抗が多分あるんだろうなという、そういう単純な理解を含めて、運用の中で、運用は5つの流域に分けますので、全てがこれにかかわるわけではございませんね、2つぐらいですかね。

ですので、特にそこでは注意を喚起して、今の問題を書き込むということにさせていただいたらいかがでございましょうか。流域計画です。そういうことの妥協案というか、そういうことで今の吉岡先生のお話も特にそこは入れていきたい。貞山堀の問題も入れていきたいと。あれは鳴瀬川とどこになりますかね、流域は。名取ですか。どこになるんですかね、流域としては。（「名取川流域ですね」の声あり）名取ですね。そこで考慮したいと思います。

ということでよろしゅうございましょうか。ということで、原案をそう大幅に、この段階になって変えるのもよろしくないし、他の委員の先生の御意見も伺ってないものですから、私としては残しておいて、各流域のところをやるというのが1つ。

もう一つは、この今の4人の先生方の御意見を何らかの形でこの解説なり、表現の中で生かしていくということによって、誤解のないようにすると。要するに自然破壊、逆に水循環を破壊をするというふうに受け取れないように、きちっと書き込むということ表現の中に入れていただくということでよろしゅうございましょうか。

ということで、この件については、文章上はこれで賛成をしていただいて、あとのところは今の2つの注意を今後生かしていくということでよろしゅうございましょうか。

それでは、特に御異議がないので、この件については、表現上はこれでお認めいただいたということで、今の2つの注意を今後解説なりをすることと、それから流域計画の中に生かしていくということとをぜひしていただきたいと、こういうふうに思います。どうもありがとうございました。

(2) 報告事項

①みやぎ環境税充当事業の平成26年度実績について（環境政策課）

○須藤会長 それでは、続いて、次は報告事項でございますが、報告事項の1番目がみやぎ環境税充当事業の平成26年度実績について、環境政策課から御説明ください。

○横田環境政策課長 環境政策課でございます。

座らせていただいて御説明させていただきます。

お手元の資料のほうの報1という資料を御覧いただきたいと思います。

みやぎ環境税充当事業の平成26年度実績についてという資料でございます。

みやぎ環境税は、地球温暖化や生物多様性の確保を初めとする環境問題に対しまして、宮城県の豊かな環境を守り次世代に引き継ぐために、平成23年4月から導入されました県民税への超過課税でございます。平成26年度の実績、見込みですが、取りまとめましたので、御報告させていただきます。

まず、1の平成26年度みやぎ環境税充当事業についてでございます。

全体の事業数につきましては、県事業36事業及び市町村支援事業の合計37の事業を実施させていただきました。実施した主な事業は、二酸化炭素排出源対策といたしまして、一般住宅へ太陽光発電システムの導入を図るための「住宅用太陽光発電普及促進事業」、民間事業者による省エネルギー設備導入促進のための「省エネルギー・コスト削減実践支援事業」などがございます。

また、森林による二酸化炭素吸収源対策として、県産材を利用した一般住宅の建築支援及び優良みやぎ材の安定供給支援をする「県産材利用エコ住宅普及促進事業」や温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の吸収源として重要な、森林の健全な育成を図るための「温暖化防止間伐推進事業」などがございます。

2ページ目以降に、個別事業ごとの事業費及び二酸化炭素削減量を記載しております。

次に、2の平成26年度事業実施に伴う二酸化炭素削減量についてでございます。

みやぎ環境税の活用事業を取りまとめた「みやぎグリーン戦略プラン」では、課税期間であります平成27年度末までに35万6,000トンの二酸化炭素を削減する予定としておりますが、平成26年度事業を実施したことにより、平成27年度末までに6万1,125トンの削減効果を得ることができる見込みとなりました。

平成23年度から平成25年度事業において、既に24万9,000トンの削減効果を発揮しておりますので、4年間における二酸化炭素削減量は約31万トンとなりまして、これは平成27年度末の削減予定値に対しまして約87%の進捗となります。

続きまして、3の環境創造基金についてでございます。

環境税により得た収入は、環境創造基金に積み立て、管理を行っているところでございますが、平成27年5月31日現在の残高は、約7億3,680万円となっております。

なお、環境税の課税期間が平成27年度、今年度までとなっておりますことから、本年4月にみやぎ環境税のあり方について取りまとめまして、5月下旬に県内7圏域で県民説明会を開催した他、6月上旬から1カ月間、パブリックコメントを実施したところでございます。

その後、9月定例議会に5年間の課税期間延長についての県税条例改正案を上程し、可決いただきましたことから、今後は新たに策定する「みやぎグリーン戦略プラン」に基づき事業を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○須藤会長 どうも御説明ありがとうございました。

みやぎ環境税、これ皆さんもみんなお支払いになっていらっしゃるわけですが、何か印象的には随分まだ使わずに残っている、これから十分活用ができるのかなと今思ったんですが、それでよろしいんですか。

○横田環境政策課長 今年度も実施させていただいておりますので、若干の基金残は出る予定でございますが、延長されたことによりまして、そちらのほうで使わせていただきたいと考えております。

○須藤会長 はい、ありがとうございます。委員の皆さん、どうぞ今の環境税について、延長されるんで、皆さんにもそれを支払いする義務がまた生じるわけですが、御意見があればどうぞお願いいたします。よろしいですか。

それでは、特に今のような御説明で、どうぞ推進をしていただきたいと思います。

②みやぎ水素エネルギー利活用推進ビジョンについて（再生可能エネルギー室）

○須藤会長 それでは、次の報告事項、みやぎ水素エネルギー利活用推進ビジョンについて、再生可能エネルギー室、どうぞ。

○島瀬再生可能エネルギー室長補佐 再生可能エネルギー室室長補佐の島瀬でございます。

資料はお手元の「報2-1」が本文、「報2-2」が概要版となっております。また後ほど、普及啓発用のパンフレットを配付させていただきます。本日は、「報2-2」を用いて御説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、水素エネルギーの利用促進につきましては、創造的復興に向けた重点施策の1つとして、県を挙げて取り組んでいるところでございますが、その指針となりますのが、この「みやぎ水素エネルギー利活用推進ビジョン」でございます。

資料左側の「策定の趣旨」でございますが、燃料電池自動車の一般発売を受けた社会的関心の高まりですとか、エネルギー基本計画における国の積極的な取組姿勢を受けまして、本県における、水素エネルギー利活用に向けた取組姿勢や関連施策の方向性を示すため、本年6月に策定したものでございます。

策定に当たりましては、庁内にワーキンググループを設置し、また別に、燃料電池自動車の普及を目的とした官民協働組織である「みやぎFCV普及促進協議会」を設置し、民間事業者様の御意見なども頂戴しながら議論を重ね、最終的に知事を本部長とする「再生可能エネルギー等・省エネルギー推進本部」において決定されたものでございます。

水素エネルギーの有用性については、環境負荷の低減、エネルギー供給源の多様化、経済波及効果、災害対応能力の強化の4点にまとめてございます。とりわけ東日本大震災を経験いたしました我が県といたしましては、災害対応能力の一層の強化が図れるよう、自立・分散型電源としての水素エネルギーの活用に期待を寄せているところでございます。

基本方針としましては、「東北における水素社会先駆けの地」をキーワードに掲げ、災害に強いまちづくりや、環境負荷の少ない地域社会づくり、関連産業の育成・活性化などを図ってまいることとしております。

しかしながら、水素エネルギーの利活用に向けては、幾つかの課題もございます。

資料左下になりますが、水素ステーションの整備には多額の費用を要するという点、燃料電池自動車は現状では高額であるため普及にはある程度の期間が必要だと見込まれていること、エネファームの普及にはなお一層の認知度の向上が必要であること、水素産業の促進には水素関連市場に対する地域企業様の関心を高めていただく必要であること、県民の方々に水素の安全性や有用性を理解していただくための機会を数多く設けていかなければならないこと、と考えているところでございます。

次に資料右側に移りまして、今申し上げましたような課題を克服しつつ、水素エネルギーの利活用を促進するために、今後5つのプロジェクトを推進してまいりたいと考えております。

1つ目に、燃料電池自動車の導入促進プロジェクトでございます。

まず県が公用車として率先的に導入し、また、FCVの普及初期段階におきましては、購入される県民の方々への費用助成なども検討してまいりたいと考えております。

2つ目は、水素ステーションの整備促進プロジェクトでございます。特に（4）の再生可能エネルギーを活用した水素ステーションの設置につきましては、来年3月に保健環境センターに小規模なステーションを導入することが決定してございますが、今後、商業規模の水素ステーションの導入に向けまして、民間事業者様に対する費用助成などについても検討してまいりたいと考えております。

ただいま申し上げました2つを重点的取組と位置づけ、できるだけ早期に実現できるよう、なお一層努めてまいりたいと考えてございます。

それから、3つ目はエネファームの普及促進、4つ目は水素エネルギー産業等の応援プロジェクト、5つ目は水素エネルギーの普及啓発プロジェクトでございます。これらについては、順次取り組んでまいりますが、特に水素エネルギーの普及啓発プロジェクトにつきましては、今年度8月に小・中学校教員向け

のセミナーを開催しました他、ちょうど先週の金曜日に約200名の県民の方々にお集まりいただいたシンポジウムも開催したところでございます。引き続き、水素の安全性、有用性について理解を深めていただける機会を設けてまいりたいと考えております。さらに、今年度県が購入又はリースする予定の燃料電池車につきましても、市町村等への貸出や県民の方々の試乗会を設け、実際に見て、触れて、乗っていただけるような機会を多く設けてまいりたいと考えてございます。

水素エネルギー利活用推進ビジョンにつきましては、以上でございます。

○須藤会長 どうも丁寧な御説明いただきましてありがとうございます。

ただいまの御説明に対していかがでございましょう。将来のエネルギー社会を目指して、とりあえず宮城県はこのようなビジョンを持っているということで、具体的には特に水素ステーションの普及促進から始めていくと、こういうことのようにございます。いかがでございましょう。何か御意見ございますでしょうか。どうぞ。

○山田委員 すみません、教えていただければと思います。

まず、水素エネルギー、この燃料電池を推進していくという県の方針を、今日初めて聞いたものですから、いわゆる電気自動車と違いますよね。燃料電池車というのはどういう方向で共存させていかれる、例えば電気自動車用のステーションみたいなものも増やしていかなければいけないと思うんですが、その水素、燃料電池自動車ですと、今度水素ステーションをつくっていかなければいけないと思うんですけれども、それは並行で進めていかれるとかなんか、そういう方針があるのかどうかというのをお聞きしたいのが1つ。

それから、水素は災害に対して安全ですというお話があったんですけれども、例えばエネファームの場合だと、ガスから水素をつくるので、ガス管が今回の震災のとき確か1カ月か1カ月半、下手すると2カ月くらい動かなかったと思うんですけれども、その場合、ガスがとまった場合のエネファームというのは結構復旧にかかるのかなという気がちょっとしたんですが、その辺はどうお考えなのか2点教えていただければと思います。

○須藤会長 どうぞお答えください。

○島瀬再生可能エネルギー室長補佐 まず、電気自動車とFCVの関係についてでございますが、運輸部門におけるCO₂排出量を削減していく必要から、どちらも必要な取組と考えております。そのため、EVにつきましては充電設備を計画的に設置しているところでございますし、FCVにつきましても、ステーションの設置などを今後進めていきたいと考えてございます。

○須藤会長 どうぞ山田委員、そういう理解でございます。

それから、続いて、災害に対してガスが止まったなんていうときのことは。

○島瀬再生可能エネルギー室長補佐 エネファーム自体は都市ガスの他プロパンガスを原資とすることも可能でございます。また、蓄電池機能を有したエネファームもございますので、そうしたものを幾つか重ね合わせることで、災害時の対策に寄与するものと考えているところでございます。

○須藤会長 山田委員、よろしいですか。他の委員の方がいかがでございましょう。水素エネルギーの問題、利用の問題、いかがですか。特にございませんか。じゃあ、先生どうぞ。

○吉岡副会長 水素自体は今御説明あったような形でいいんですが、水素をつくる元の原料を何に置きかえるかによって、どれだけ環境に影響を与えるのかというのは相当違ってくると思うんですね。もちろん水素をどうやって作り出すかというところに対して、どういうエネルギー源を導入するのかというのは非常に重要なファクターだというふうに思っておりますので、ぜひその辺をきちんと明確に出すこと自体が、恐らく宮城県が環境に対してどういう配慮をするのかというあらわれになると思いますので、そのところはしっかりと精査をされて計画の中に、今後きちんといい方向に盛り込んでいただければというふうに思っております。

○須藤会長 水素を最終的に使って、エネルギーとして使っていくのは大きな間違いではないし、多分世界的な潮流だろうと思います。そういう中で、今度は原料からどういうふうに水素を出すかが問題ですから、そのときにCO₂が出てしまうということだってあり得るわけですよ。例えば汚泥なんかでやれば、最終的には水素出るけれども、途中でCO₂が出たり廃棄物が出たりいっぱいありますよね。

そういうことなので、そういうことを総合的に考えて、こういうビジョンはいいところだけ出すのではなくて、もう少し原料まで含めて話題を提供してほしいし、理解をさせてほしいというのが御意見だろうと思います。よろしいでしょうか。

それでは、他に何か御意見ございますか。宮城県も、これは早いほうですかね。中くらいかな。要するにやっぱり先陣を切っていただいてもいいような気もしますけれどもね。はい、お願いいたします。

それでは、特にございませぬようでしたら、他全体を通して委員の先生方、何か御質問なり、御意見ございますでしょうか。この問題でなくても結構でございます。多少時間に余裕がありますので、環境審議会、そんなに集まる機会がございませぬので、もし何かここでぜひという、あるいは今後の御要望なり、取り上げていただきたい議題なりもありましたら、どうぞお出しいただきたいと思っております。いかがでございましょうか。よろしいですか。

それでは、大体予定した審議事項、報告事項終了いたしましたので、委員の皆様のご熱心な御討論に感謝をいたしまして、司会の私の役割はここら辺にさせていただきますので、あとのまとめのほうは事務局にお返しをいたします。

先生方どうもありがとうございました。

○司会 須藤会長、ありがとうございました。

以上をもちまして本日の環境審議会を閉会させていただきます。

なお、次回の環境審議会は、1月22日の開催を予定しております。委員の皆様には後日開催の通知を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

長時間、誠にありがとうございました。